



最高裁秘書第2885号

平成28年9月16日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書の開示についての通知書

平成28年8月16日付け（同月17日受付、最高裁秘書第2661号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

- (1) 「平成17年における刑事事件の概況」の抜粋部分（「第146表 原不起訴裁定理由別にみた起訴相当・不起訴不当事件の検察官の事後措置」及び「第147表 検察審査会の議決後起訴された人員の第一審裁判結果」部分）（片面で1枚）
- (2) 「平成22年における刑事事件の概況」の抜粋部分（「図表200 原不起訴裁定理由別にみた起訴相当・不起訴不当事件の検察官の事後措置」及び「図表201 検察審査会の議決後起訴された人員の第一審裁判結果」部分）（片面で1枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

第146表 原不起訴裁定理由別にみた起訴相当・不起訴不当事件の検察官の事後措置

原不起訴裁定理由 事後措置 年次	総 数				起 訴 猶 予				嫌 疑 不 十 分			
	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)
平成13年	135	33	102	24.4	41	13	28	31.7	92	19	73	20.7
14	112	41	71	36.6	38	16	22	42.1	65	23	42	35.4
15	157	45	112	28.7	41	17	24	41.5	103	26	77	25.2
16	141	37	104	26.2	32	9	23	28.1	91	27	64	29.7
17	152	39	113	25.7	32	12	20	37.5	112	26	86	23.2
昭和24年～ 平成17年累計	16,552	1,306	15,246	7.9								
原不起訴裁定理由 事後措置 年次	嫌 疑 な し				罪 と な ら ず				そ の 他			
	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)
平成13年	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	50.0
14	7	-	7	-	2	2	-	100.0	-	-	-	-
15	11	-	11	-	-	-	-	-	2	2	-	100.0
16	15	-	15	-	-	-	-	-	3	1	2	33.3
17	5	-	5	-	-	-	-	-	3	1	2	33.3

(注) 1 当刑事局への報告による延べ人員である。

2 「昭和24年～平成17年累計」の「総数」の「不起訴維持」のうち10,230人は、平成5年(10,106人)及び同8年(124人)の東京第一検察審査会の政治資金規正法違反事件関係である(原不起訴裁定理由はいずれも「嫌疑不十分」)。

3 「その他」は、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。

第147表 検察審査会の議決後起訴された人員の第一審裁判結果

裁判結果 年次	終局人員	有 罪					無 罪 免訴・ 公訴棄 却を含 む。
		総 数	自由刑	うち 執行猶予	罰金刑	うち 執行猶予	
平成13年	36	36	9	4	27	-	-
14	31	31	8	6	23	-	-
15	40	40	11	7	29	-	-
16	42	42	18	11	24	-	-
17	35	34	12	6	22	-	1
昭和24年～ 平成17年累計	(100.0) 1,227	(93.7) 1,150	396	283	754	14	(6.3) 77

(注) 1 当刑事局への報告による実人員である。

2 ()内は%である。

図表200 原不起訴裁定理由別にみた起訴相当・不起訴不当事件の検察官の事後措置

原不起訴裁定理由		総 数				起 訴 猶 予				嫌 疑 不 十 分			
年 次	事後措置	総 数	起 訴	不起訴維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴維持	起訴率 (%)
平成18年		146	49	97	33.6	44	19	25	43.2	95	30	65	31.6
19		99	18	81	18.2	17	9	8	52.9	74	9	65	12.2
20		151	35	116	23.2	52	18	34	34.6	96	17	79	17.7
21		140	36	104	25.7	40	18	22	45.0	99	18	81	18.2
22		159	28	131	17.6	61	16	45	26.2	92	12	80	13.0
昭和24年～平成22年累計		17,247	1,472	15,775	8.5								
原不起訴裁定理由		嫌 疑 な し				罪 と な ら ず				そ の 他			
年 次	事後措置	総 数	起 訴	不起訴維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴維持	起訴率 (%)
平成18年		6	-	6	-	-	-	-	-	1	-	1	-
19		7	-	7	-	1	-	1	-	-	-	-	-
20		3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21		1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22		2	-	2	-	-	-	-	-	4	-	4	-

(注) 1 当刑事局への報告による延べ人員である。

2 「昭和24年～平成22年累計」の「総数」の「不起訴維持」のうち10,230人は、平成5年(10,106人)及び同8年(124人)の東京第一検察審査会の政治資金規正法違反事件関係である(原不起訴裁定理由はいずれも「嫌疑不十分」)。

3 「その他」は、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。

図表201 検察審査会の議決後起訴された人員の第一審裁判結果

裁判結果	終局人員	有 罪					無 罪 [免訴・公訴棄却を含む。]
		総 数	自由刑	うち執行猶予	罰金刑	うち執行猶予	
年次							
平成18年	55	54	24	12	30	-	1
19	23	23	9	4	14	-	-
20	29	27	6	5	21	-	2
21	36	33	13	9	20	-	3
22	28	26	11	8	15	-	2
昭和24年～平成22年累計	(100.0) 1,398	(93.9) 1,313	459	321	854	14	(6.1) 85

(注) 1 当刑事局への報告による実人員である。

2 ()内は%である。